

## 福井鉄道福武線利用促進野外学習等事業補助金交付要綱（改正案）

### （目的）

第1条 この要綱は、福井鉄道福武線の利用促進を図るため、福井鉄道福武線を利用した野外学習等事業（以下「事業」という。）に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （補助対象団体等）

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）および事業は、別表第1のとおりとする。

### （補助対象経費等）

第3条 補助金の対象となる経費、補助率および補助金の限度額は、別表第2のとおりとする。

### （申込み）

第4条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、福井鉄道福武線利用促進野外学習等事業補助制度利用申込書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

### （補助金の交付）

第5条 補助金の交付を受けて事業を行う対象団体は、その事業が完了し補助金の交付を受けようとするときは、事業が完了した日から1か月経過した日までに、福井鉄道福武線利用促進野外学習等事業補助金交付請求書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

2 補助金は、精算払いにより交付するものとする。

### （関係書類の備え付け）

第6条 事業に関する帳簿および書類は、当該事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱の一部改正は、平成21年 月 日から施行する。

別表第1（第2条関係）

対象団体	対象事業
福井市、鯖江市及び越前市域に所在する保育園、幼稚園、小学校、 <u>中学校</u> 、 <u>高等学校</u> 、子ども会その他の児童などにより構成される団体（ただし、児童は5人以上とする。）	1 福武線を利用し、自然、歴史および伝統などの体験または見学を行う事業 2 福武線を利用し、保育園、幼稚園、 <u>小学校</u> 、 <u>中学校</u> または <u>高等学校</u> が交流を行う事業 3 福武線を利用し、観光地および公共施設等で体験学習を行う事業

別表第2（第3条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の限度額
別表第1の対象事業における児童、 <u>生徒</u> および引率者の鉄道運賃	1 / 2 以内	1人あたり390円

平成 年 月 日

福井鉄道福武線活性化連携協議会 会長 様

申請者 住所 (所在地)  
(団体名)  
氏名 (代表者)

印

福井鉄道福武線利用促進野外学習等事業補助制度利用申込書

行事(体験学習)名		
団体名・学年(組)		
参加者数	児童・生徒 人	引率者 人
実施日	平成 年 月 日	
目的地		
福井鉄道利用駅	乗車駅 降車駅 行き _____ 駅 → _____ 駅 帰り _____ 駅 → _____ 駅	
連絡先	電話番号 担当者	

平成 年 月 日

福井鉄道福武線活性化連携協議会 会長 様

請求者 住所(所在地)  
(団体名)  
氏名(代表者)

印

福井鉄道福武線利用促進野外学習等事業補助金請求書

みだしの補助金について、次のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

(運賃合計額の 1/2)

行事(体験学習)名																																						
団体名・学年(組)																																						
参加者数	児童・生徒 人	引率者	人																																			
実施日	平成 年 月 日																																					
目的地																																						
福井鉄道利用状況	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">乗車駅</td> <td style="text-align: center;">時間</td> <td style="text-align: center;">降車駅</td> <td style="text-align: center;">時間</td> </tr> <tr> <td>(1) 利用駅</td> <td>行き _____ 駅</td> <td>( : )</td> <td>→ _____ 駅</td> <td>( : )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>帰り _____ 駅</td> <td>( : )</td> <td>→ _____ 駅</td> <td>( : )</td> </tr> </table> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">一人あたり運賃(※)</td> <td style="text-align: center;">利用人数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 運賃</td> <td>小人 _____ 円</td> <td>× _____ 人</td> <td>= (7) _____ 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大人 _____ 円</td> <td>× _____ 人</td> <td>= (4) _____ 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">※往復利用の運賃、団体割引適用後の運賃を記入</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3" style="text-align: right;">合計 (7)+(4) _____ 円</td> </tr> </table>				乗車駅	時間	降車駅	時間	(1) 利用駅	行き _____ 駅	( : )	→ _____ 駅	( : )		帰り _____ 駅	( : )	→ _____ 駅	( : )		一人あたり運賃(※)	利用人数		(2) 運賃	小人 _____ 円	× _____ 人	= (7) _____ 円		大人 _____ 円	× _____ 人	= (4) _____ 円		※往復利用の運賃、団体割引適用後の運賃を記入				合計 (7)+(4) _____ 円		
	乗車駅	時間	降車駅	時間																																		
(1) 利用駅	行き _____ 駅	( : )	→ _____ 駅	( : )																																		
	帰り _____ 駅	( : )	→ _____ 駅	( : )																																		
	一人あたり運賃(※)	利用人数																																				
(2) 運賃	小人 _____ 円	× _____ 人	= (7) _____ 円																																			
	大人 _____ 円	× _____ 人	= (4) _____ 円																																			
	※往復利用の運賃、団体割引適用後の運賃を記入																																					
	合計 (7)+(4) _____ 円																																					
振込先	金融機関名		支店																																			
	口座番号	普通・当座																																				
	(フリガナ)																																					
	口座名義																																					

(下線部分は改正部分)

改正案	現行																				
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象団体</th> <th style="width: 70%;">対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     福井市、鯖江市及び越前市域に所在する保育園、幼稚園、<u>小学校、中学校、高等学校</u>、<u>子ども会</u>その他の児童などにより構成される団体(ただし、児童は5人以上とする。)</td> <td style="vertical-align: top;">                     1 福武線を利用し、自然、歴史および伝統などの体験または見学を行う事業                      2 福武線を利用し、<u>保育園、幼稚園、小学校、中学校</u>または<u>高等学校</u>が交流を行う事業                      3 福武線を利用し、観光地および公共施設等で体験学習を行う事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">補助対象経費</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> <th style="width: 50%;">補助金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">別表第1の対象事業における児童、<u>生徒</u>および引率者の鉄道運賃</td> <td style="vertical-align: top;">1 / 2 以内</td> <td style="vertical-align: top;">1人あたり390円</td> </tr> </tbody> </table>	対象団体	対象事業	福井市、鯖江市及び越前市域に所在する保育園、幼稚園、 <u>小学校、中学校、高等学校</u> 、 <u>子ども会</u> その他の児童などにより構成される団体(ただし、児童は5人以上とする。)	1 福武線を利用し、自然、歴史および伝統などの体験または見学を行う事業 2 福武線を利用し、 <u>保育園、幼稚園、小学校、中学校</u> または <u>高等学校</u> が交流を行う事業 3 福武線を利用し、観光地および公共施設等で体験学習を行う事業	補助対象経費	補助率	補助金の限度額	別表第1の対象事業における児童、 <u>生徒</u> および引率者の鉄道運賃	1 / 2 以内	1人あたり390円	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象団体</th> <th style="width: 70%;">対象事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">                     福井市、鯖江市及び越前市域に所在する保育園、幼稚園、<u>小学校</u>、<u>子ども会</u>その他の児童などにより構成される団体(ただし、児童は5人以上とする。)</td> <td style="vertical-align: top;">                     1 福武線を利用し、自然、歴史および伝統などの体験または見学を行う事業                      2 福武線を利用し、<u>保育園、幼稚園</u>または<u>小学校</u>が交流を行う事業                      3 福武線を利用し、観光地および公共施設等で体験学習を行う事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">補助対象経費</th> <th style="width: 20%;">補助率</th> <th style="width: 50%;">補助金の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">別表第1の対象事業における児童および引率者の鉄道運賃</td> <td style="vertical-align: top;">1 / 2 以内</td> <td style="vertical-align: top;">1人あたり390円</td> </tr> </tbody> </table>	対象団体	対象事業	福井市、鯖江市及び越前市域に所在する保育園、幼稚園、 <u>小学校</u> 、 <u>子ども会</u> その他の児童などにより構成される団体(ただし、児童は5人以上とする。)	1 福武線を利用し、自然、歴史および伝統などの体験または見学を行う事業 2 福武線を利用し、 <u>保育園、幼稚園</u> または <u>小学校</u> が交流を行う事業 3 福武線を利用し、観光地および公共施設等で体験学習を行う事業	補助対象経費	補助率	補助金の限度額	別表第1の対象事業における児童および引率者の鉄道運賃	1 / 2 以内	1人あたり390円
対象団体	対象事業																				
福井市、鯖江市及び越前市域に所在する保育園、幼稚園、 <u>小学校、中学校、高等学校</u> 、 <u>子ども会</u> その他の児童などにより構成される団体(ただし、児童は5人以上とする。)	1 福武線を利用し、自然、歴史および伝統などの体験または見学を行う事業 2 福武線を利用し、 <u>保育園、幼稚園、小学校、中学校</u> または <u>高等学校</u> が交流を行う事業 3 福武線を利用し、観光地および公共施設等で体験学習を行う事業																				
補助対象経費	補助率	補助金の限度額																			
別表第1の対象事業における児童、 <u>生徒</u> および引率者の鉄道運賃	1 / 2 以内	1人あたり390円																			
対象団体	対象事業																				
福井市、鯖江市及び越前市域に所在する保育園、幼稚園、 <u>小学校</u> 、 <u>子ども会</u> その他の児童などにより構成される団体(ただし、児童は5人以上とする。)	1 福武線を利用し、自然、歴史および伝統などの体験または見学を行う事業 2 福武線を利用し、 <u>保育園、幼稚園</u> または <u>小学校</u> が交流を行う事業 3 福武線を利用し、観光地および公共施設等で体験学習を行う事業																				
補助対象経費	補助率	補助金の限度額																			
別表第1の対象事業における児童および引率者の鉄道運賃	1 / 2 以内	1人あたり390円																			